

「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」に基づく工事の提出書類一覧表(参考)

提出時期	書類名	摘要	通常の工事(参考)	風水灾害工事	備考	
契約後 7日以内※1	工程表		○	×	緊急対策工事は、災害発生時の初期対応を目的としており、迅速な対応が求められることや作業期間も非常に短期であることから不要。	
	現場代理人等通知書	風水害工事は現場代理人・主任(監理)技術者届	○	△	100万円以上の場合必要。	
	雇用関係確認書類の写し	技術者届に添付	○	△	協定申請時に提出した技術者と異なる場合は必要。	
	主任(監理)技術者実務経歴書又は資格	技術者届に添付、資格を有する者の場合は経歴書の提出不要	○	△	協定申請時に提出した技術者と異なる場合は必要。	
契約後 10日以内※1 (土日祝除く)	CORINS受領書(写)	請負金額500万円以上の工事	△	×	風水災害協定に基づく工事は、当初請負金額が500万円未満であるためCORINS登録が不要。	
着工前又は 行為前	工事施工計画書	請負金額 5,000万円以上又は監督員の指示した工事	△	×		
	交通安全管理計画書	道路使用許可を必要とする工事(警察協議が必要)	△	△	契約後速やかに提出。	
	公共事業施行通知書(写)	失業者吸収の指示がある場合は、(契約担当者へ)契約後、直ちに公共職業安定所に提出し、失業者雇い入れの指示(決定)を受け、契約担当者へ提出。	△	×	緊急時であり、危険を伴う作業であるため専門性を要する。そのため基本的に失業者吸収指示を行わない。	
	安全・訓練等の活動計画書	1月当たり半日以上を行う(その月における工期が土日祝含み10日未満の場合不要) 委託工事及び工期が60日未満の工事は除く	△	×	風水災害協定に基づく工事は、風水災害発生時の初期対応を目的としており、迅速な現場対応が求められるところから、提出を必要としない。	
	材料承認願	要添付書類	△	△		
	岩石採取計画認可証(写)	道路用路盤材料等※2の新材料を使用する場合、材料承認願に添付	△	△		
	施工体制台帳	下請契約を締結したとき。(遅延なく提出)	△	△		
	建設廃棄物処理計画書	風水害工事は産業廃棄物処理施設一覧表を事前に提出 産業廃棄物処理業許可書の写しを添付	△	△	産業廃棄物処理施設一覧表を協定締結後、速やかに提出するため、個別工事毎に計画書を提出する必要無し。(許可期限が切れた場合、処理施設を追加する場合は一覧表の修正又は計画書の提出が必要)	
	建設発生土処分地計画書	風水害工事は建設発生土処分予定箇所一覧表を事前に提出 発生土量・運搬距離・処分地、処分先の確認(各法令等に抵触しないことを確認する)	△	△	建設発生土処分予定箇所一覧表を協定締結後、速やかに提出するため、個別工事毎に計画書を提出する必要無し。(処分地を追加する場合は一覧表の修正又は計画書の提出が必要)	
	段階確認願・段階確認書		△	×	段階確認願・段階確認書は、不要であるが、写真にて確認を行う。	
	着工前測量成果簿綴		○	△		
施工中	工事中止請書	工事中止通知書に対して	△	△		
	工事中止解除請書	工事中止解除通知書に対して	△	△		
	工期延期届	請負者の請求による工期の延長	△	△		
	契約期間延長申請書	天候の不良、関連工事の調整への協力その他請負者の責めに帰すことができない事由による場合	△	△		
	工事打合簿		△	△		
	安全訓練等の活動報告書(毎月提出)	活動計画書に基づき、毎月実施(実施状況写真添付)	△	×	風水災害協定に基づく工事は、風水災害発生時の初期対応を目的としており、迅速な現場対応が求められるところから、提出を必要としない。	
変更時	CORINS受領書(写)	請負金額500万円以上の工事(変更後土日祝除く10日以内に登録)	△	△	500万円以上の場合必要。	
	既提出書類に変更(工期・工事内容等)がある場合	工程表・施工計画書・副産物関係・材料承認願・段階確認願等の再提出	△	△		
出来形検査時	請負工事既済部分検査請求書	出来形払いを必要とする場合	△	△		
完成時	完成通知書		○	○		
	品質管理・出来形管理書類		○	△	着工前測量ができなかった場合は、資料作成を出来ないことや工事内容によっては、管理資料を作成できないことが想定される。	
	各種試験成績表(公的試験機関)		△	×		
	公共事業失業者吸収証明	対象工事の場合(注:工期内に取得すること) ただし、安定所による失業者の紹介がない場合は省略可	△	×	緊急時であり、危険を伴う作業であるため専門性を要する。そのため基本的に失業者吸収指示を行わない。	
	材料出荷証明書	道路用路盤材料等※2の新材料・再生材を使用する場合	△	△		
	建設廃棄物マニュフェスト(写)	監督員がA票・E票を照合し、E票をコピー 集計表をつけること	△	△		
	建設発生土処分地確認書	発生土量・運搬距離・処分地 処分先の確認(各法令等に抵触しないことを確認する)	△	△		
	CORINS受領書(写)	請負金額500万円以上の工事(完了後土日祝除く10日以内に登録)	△	△	完成金額 500万円以上の場合必要。	
建設リサイクル法 関係	説明書(「分別解体等の計画等」を含む)	建設リサイクル法に係る工事の場合、契約前までに監督員に説明のうえ提出	△	△	建設リサイクル法対象工事及び資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合は必要。	
	再生資源利用計画書	建設リサイクル法に係る工事の場合、工事着手前速やかに提出。 「再生資源利用促進計画書」と両面1枚で提出	△	△	建設リサイクル法対象工事及び資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合は必要。	
	再生資源利用促進計画書	建設リサイクル法に係る工事の場合、工事着手前に速やかに提出。 「再生資源利用促進計画書」と両面1枚で提出	△	△	建設リサイクル法対象工事及び資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合は必要。	
	再生資源化等報告	建設リサイクル法に係る工事の場合、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を添付のうえ完成時提出	△	△	建設リサイクル法対象工事及び資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合は必要。	
	再生資源利用実施書	建設リサイクル法に係る工事の場合、「再生資源化等報告」と併せて完成時提出。 「再生資源利用促進実施書」と両面1枚で提出	△	△	建設リサイクル法対象工事及び資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合は必要。	
	再生資源利用促進実施書	建設リサイクル法に係る工事の場合、「再生資源化等報告」と併せて完成時提出。 「再生資源利用実施書」と両面1枚で提出	△	△	建設リサイクル法対象工事及び資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合は必要。	
	その他	建退協共済掛金収納書	着工後1ヶ月以内(契約担当者へ)	○	○	
	その他の提出書類、申請書等	必要に応じて監督員の指示に従い提出	○	△		

※1 契約後〇日とは、契約日の翌日を1日目とし、土日祝日を含む。(CORINSの登録は土日祝日を除く)。  
ただし、年末年始等長期閉店日に掛かる場合は別途特記仕様書等で定めるところによる。

※2 道路用路盤材料等とは碎石・粒調碎石・カッシャーラン・切込碎石・割石・碎石チップ・山さり・真砂土・護岸・捨石用石材等。

凡例
○:提出の必要有り
△:該当工事のみ提出が必要
×:提出不要

★原則として上表によることとするが、請負者は必ず監督員に提出種類の確認を行うこと。